

# 長期収載品の選定療養についてのお知らせ

令和6年10月より、長期収載品（後発医薬品が保険収載されている医療用医薬品）の選定療養の制度がはじまり、患者さんの希望で長期収載品での調剤を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を患者さんにご負担いただくことになります。

## 選定療養とは？



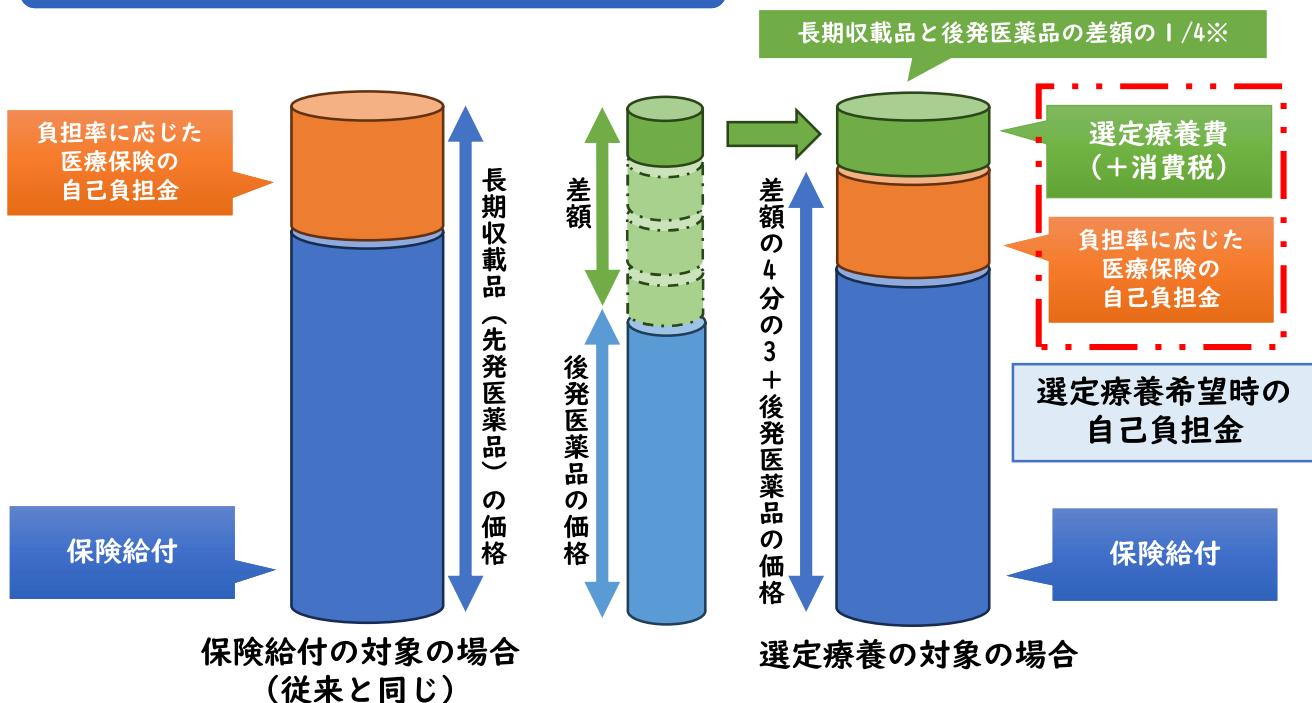
選定療養とは、健康保険法で規定された、保険外併用療養費制度で、追加の費用を負担することで保険適応ではない治療やサービスを保険適応の治療と併せてうけることができるサービスの一種です。  
入院時に個室を利用した際の差額ベット代や紹介状なしでの総合病院への受診などが該当します。

## 対象となる医薬品は？

厚生労働省が定めた長期収載品を患者さんの希望で調剤した場合が対象です。医師から治療上の必要性があると処方箋に記載がある場合や、長期収載品に対応する後発医薬品を医薬品の流通状況などで用意できない場合はこれまでとおり保険給付の対象となります。



## 選定療養における負担金について



実際には、調剤報酬の薬剤料（医薬品の費用）を算出する方法で計算するため、  
1日あたりの最低価格が10円（+消費税）となります。  
そのため、実際の差額の合計金額とは異なります。

長期収載品での調剤を希望される患者さんにはご負担をいただくことになりますが、この制度の目的は、患者さんの医薬品の選択肢を維持しつつ、保険制度維持のために医療費を抑制することにあります。

皆様、ご理解とご協力の程、よろしくお願ひいたします。